

## 米国 TSCA PFAS 35 物質に SNUR 提案規則を公表

米国環境保護庁（EPA）は2022年12月、ペルフルオロアルキル物質（PFAS）35物質に対する重要新規利用規則（SNUR）の提案規則を公表しました。2021年10月に発表されたPFAS戦略ロードマップの中で、過去に決定したPFASに関する規制内容を再検討して、届出義務などを課すことで対策が不十分なものに対処する予定であると記載しており、今回のSNUR提案はそれを前進させるものになります。

対象の35物質はそれぞれ、PMN審査でTSCA第5条(e)項の同意指令の対象となり、ばく露制限などの規制措置が設けられていました。一方で、これらの同意指令に対応するSNURが発行されていなかったため、同意指令保持者以外の製造・輸入者や使用者などが遵守すべき法令が存在していませんでした。

今回の提案規則では、同意指令保持者以外の者に対して、同意指令に含まれる規制措置に従わない方法で物質を製造、加工、使用、商業流通、廃棄をする場合にはEPAへ重要新規利用届出（SNUN）の提出を義務付けることを提案しています。また、製造輸入前届出（NOC）や化学品データ報告（CDR）の提出有無に基づき、新たにSNURとする用途を提案しており、これらの用途が現在利用中であるかどうかについてコメントも募集しています。なお、コメント期間は、2023年1月3日までの予定です。

### <新たに設けることが提案された重要新規利用>

NOC未提出の場合 (TSCAインベントリー未収載)	NOC提出済みの場合 (TSCAインベントリー収載)	
	2020年のCDR報告無し	2020年のCDR報告有り
<ul style="list-style-type: none"> <li>PMNに記載した以外の用途</li> <li>2,500 pounds/年を超える製造・輸入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PMNに記載した以外の用途</li> <li>2,500 pounds/年を超える製造・輸入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDR報告した以外の用途</li> </ul>

### ここがポイント💡

・同意指令は同意指令保持者（＝PMN申請者）のみに適用される規制であるため、その他の事業者にも同意指令と同様の要件を課すためにEPAは重要新規利用規則（SNUR）を発行する必要があります。

TSCA対応について、お困りのことがございましたら次ページのお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

参考：

Federal Register| Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (22-1.5e)

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/02/2022-26252/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-22-15e>

Federal Register| Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (22-1.5e); Correction

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/12/15/2022-27184/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-22-15e-correction>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>